## 【定期検査】令和7年5月 那覇市水道水質検査結果 注1)

■採水年月日:令和7年5月20日 注2) ■水質検査機関:(一財)沖縄県環境科学センター

- ■水道法第20条第1項では、水道事業者に対して毎日検査(色、濁り及び消毒の残留効果)を含む定期的な水質検査の実施を義務付けています。
- ■那覇市には沖縄県企業局が運営・管理する西原浄水場及び北谷浄水場の2系統の水が供給されており、上下水道局では市内10か所の給水栓から採取した水道水の水質検査を実施し、供給する水の安全性を確認しています。
- ■上下水道局が行った全検査結果からは異常は認められず、水道水質基準に適合した安全で衛生的な水を供給しています。

$\overline{}$	番		県企)西原浄水場系統 給水栓								<b>谷浄水場系</b> 紀		
	号	検 査 項 目	前田系		上識名系		上間系		豊見城系		安里系		
$\vdash$	1	一般細菌	末 古 公 園	職名南公園				どんぐり公園	あさがお公園	1			注3) 100個/mL 以下
	2	大腸菌	陰性	陰性	陰性	-	_	陰性	_	_	-		検出されないこと
		カドミウム及びその化合物											0.003mg/L 以下
		水銀及びその化合物											0.0005mg/L 以下
		セレン及びその化合物	(0.004	40.004	(0.004	(0.004	40.004	(0.004	(0.004	(0.004	40.004		0.01mg/L 以下
		鉛及びその化合物 ヒ素及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0.01mg/L 以下 0.01mg/L 以下
		六価クロム化合物	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		0.01mg/上以下 0.02mg/L以下
		亜硝酸態窒素	<0.004	<0.004		<0.004	<0.004	<0.004			<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
		シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0.01mg/L 以下
基準		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.24	0.25		10mg/L 以下
項		フッ素及びその化合物 ホウ素及びその化合物	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02		0.8mg/L 以下 1.0mg/L 以下
目		四塩化炭素	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02		0.002mg/L 以下
健	15	1,4-ジオキサン											0.05mg/L 以下
康に	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びト ランス-1,2-ジクロロエチレン											0.04mg/L 以下
関	17	ジクロロメタン											0.02mg/L 以下
連		テトラクロロエチレン											0.01mg/L 以下
する	19	トリクロロエチレン											0.01mg/L 以下
項		ベンゼン	40.00		(2.22								0.01mg/L 以下
目		塩素酸 クロロ酢酸	<0.06		<0.06 <0.002	<0.06		<0.06 <0.002			<0.06		0.6mg/L 以下 0.02mg/L 以下
		クロロ肝酸	<0.002 0.0055	<0.002 0.0055		<0.002 0.0070	<0.002 0.0063	0.002			<0.002 0.0018		0.02mg/L 以下 0.06mg/L 以下
		ジクロロ酢酸	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			<0.002	<0.002	0.03mg/L 以下
		ジブロモクロロメタン	0.011	0.012	0.011	0.012	0.013	0.013			0.011	0.012	0.1mg/L 以下
1			<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			<0.0005		0.01mg/L 以下
		総トリハロメタン トリクロロ酢酸	0.029 <0.002	0.029 <0.002	0.027 <0.002	0.034 <0.002	0.033 <0.002	0.035 <0.002			0.023 <0.002		0.1mg/L 以下 0.03mg/L 以下
1		ブロモジクロロメタン	0.002	0.002		0.002	0.002	0.002		0.0052	0.002		0.03mg/L 以下
		ブロモホルム	0.0024	0.0026	0.0024	0.0027	0.0030	0.0031	0.0031	0.0052	0.0052		0.09mg/L 以下
		ホルムアルデヒド	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		<0.005			<0.005		0.08mg/L 以下
		亜鉛及びその化合物 アルミニウム及びその化合物	<0.01 0.04	<0.01 0.04	<0.01 0.04	<0.01 0.04	<0.01 0.04	<0.01 0.04	<0.01 0.04	<0.01 0.02	<0.01 0.03		1.0mg/L 以下 0.2mg/L 以下
基		鉄及びその化合物	<0.04			<0.04		<0.04			<0.03		0.2mg/L 以下 0.3mg/L 以下
準		銅及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		<0.01	<0.01		1.0mg/L 以下
項目		ナトリウム及びその化合物	12.9	13.0			12.7	13.3					200mg/L 以下
·		マンガン及びその化合物	<0.005	<0.005		<0.005							0.05mg/L 以下
水道	38	塩化物イオンカルシウム、マグネシウム等(硬	18.2	18.0			18.4	18.4		21.5	21.4		200mg/L 以下
水が	39	度)	23	23	23	22	23	24	23	60	58	58	300mg/L 以下
有す		蒸発残留物	76	82	86	73	84	81	81	124	128		500mg/L 以下
べ		陰イオン界面活性剤		(0.0000)	(0.0000)		(0.0000)			/	(0.0000)		0.2mg/L 以下
き性		ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール	<0.000001	<0.000001 <0.000001	<0.000001		<0.000001 <0.000001	<0.000001 <0.000001					0.00001mg/L 以下 0.00001mg/L 以下
状		非イオン界面活性剤	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002		0.00001mg/L以下 0.02mg/L以下
に関		フェノール類	,5.55	10.00	,,,,,	101002	10.00	10100	,,,,,,	10100	10.00		0.005mg/L 以下
連す		有機物(全有機炭素の量)	0.8	0.8				0.8					3mg/L 以下
る		pH値 味	7.3	7.4 異常なし	7.4 異常なし	7.3	7.4 異常なし	7.5 異常なし		7.4 異常なし	7.2 異常なし		5.8 以上 8.6 以下 異常でないこと
項目		臭気	異常なし 異常なし	異常なし	異常なし	異常なし 異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし		異常でないこと
		色度	<0.5	<0.5		<0.5	<0.5	<0.5			<0.5		5度以下
	51	濁度	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	2度以下
	52	遊離残留塩素	0.5	0.6							0.6	0.5	0.1mg/L 以上
	判定結果 上記検査項目について、右欄の水道水質基準に適合												
	53	気温【採水時】	31.6	29.1	29.9	30.5	29.3	30.5	30.1	30.0	31.9		(°C)
		水温【採水時】	26.5	25.1	25.4	23.5	24.8	25.0	25.0	26.0	24.9		(°C)
		アンチモン及びその化合物 ウラン及びその化合物											0.02mg/L 以下 0.002mg/L 以下※
		ニッケル及びその化合物											0.002mg/L 以下。 0.02mg/L 以下
		1,2-ジクロロエタン											0.004mg/L 以下
		トルエン											0.4mg/L 以下
水		フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)											0.08mg/L 以下
質		ジクロロアセトニトリル 抱水クロラール	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.003	0.002	<0.001	<0.001		0.01mg/L 以下※ 0.02mg/L 以下※
管理		根別の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	0.002	0.002		0.003		0.003			0.001		0.02mg/L 以下級 1mg/L 以下
目	64	遊離炭酸	2.2	1.8	2.5		1.6	1.7		4.6		4.5	20mg/L 以下
標設		1,1,1-トリクロロエタン											0.3mg/L 以下
設定		メチル-t-ブチルエーテル 有機物等(過マンガン酸カリウム											0.02mg/L 以下
項目		有機物等(適マンカン酸カリワム  消費量)	1.9	1.7	1.6	1.7	1.8	1.7	1.7	1.3	1.5	1.5	3mg/L 以下
H		臭気強度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3 以下
		ランゲリア指数	-2.1	-2.0	-2.0	-2.0	-1.9	-1.8	-1.9	-1.0	-1.2		-1 程度以上、極力0
													に近づける
		従属栄養細菌 1,1−ジクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0	0	0		2000個/mL 以下※ 0.1mg/L 以下
		PFOS及びPFOA 注4)								0.000004			0.1mg/L 以下 0.00005mg/L以下※
自	73	アルカリ度	19.1	19.6	19.3	19.3	19.9	20.3	19.8				(mg/L)
主	74	電気伝導率	12.0							21.2	21.0	21.0	(mS/m)
検		カルシウム マグネシウム	5.8 2.1	5.9 2.1	5.8 2.1								(mg/L) (mg/L)
査	7.0	17 <i>0</i> 3500 5		. 71	. 71	. 19	. 19	. 20	. 20	. 30	. 32		

- 注2) 番号72の有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)の採水については、令和7年5月9日に実施しています。
- 注3)水道水質基準等の欄中、法定基準項目(番号1~番号52)については基準値、行政通知の管理目標設定項目(番号55~番号72)については目標値、その他の項目については()内に単位を記載しています。上記の番号1~番号51の基準値は水道法第4条に基づく基準であり、番号52の遊離残留塩素の基準値は水道法22条に基づく基準です。
- 注4)番号72の暫定目標値は、PFOS及びPFOAの合計値として設定されています。数値の単位(mg/L)は、(ng/L)に換算すると0.000001mg/L=1ng/Lとなります。